

# （仮称）静岡市文化振興による個性豊かな文化の創造と文化を活かした活力あふれるまちづくり条例の制定について

## 1 条例制定の背景

静岡市は、平成18年3月に第1次総合計画の基本理念を達成していくための部門別計画の一つとして「静岡市文化振興ビジョン」を策定し、「個性あるしずおか文化の創造と継承～人が文化を創り、文化が人を育てる都市（まち）を目指して～」という基本理念のもと、「しずおかの風土につちかわれた歴史と文化の伝承」、「地域性豊かな市民文化の創造」、「しずおか文化の発信と交流」を3つの基本目標として文化施策を進めてきましたが、平成26年度末にビジョンの計画期間が終了することを受け、有識者や公募した市民で構成される「静岡市文化振興ビジョン評価等懇話会」を設置し、各施策の進捗状況等について評価・検証を行いました。

そのなかで、全体的には事業は概ね良好に実施されていると評価されたものの、長期的な視野に立った事業展開の必要性や、文化振興の主体における市と市民・文化団体・企業・大学などとの連携の促進、並びに全国や世界と文化交流を図るための情報発信力の強化などの課題が示されました。そして、今後の文化振興の方向性として、市民の文化に対する意識の高揚を図り活動をさらに活発化させていくためには、目指すべき大きな柱となる条例制定が望ましいとの意見が示されました。

市としては、これまで推進してきたビジョンをより高め、文化振興の継続性を担保するとともに、文化の力による都市の発展を目指す姿勢やメッセージ性を強く打ち出し、文化を振興していく上での不変的な理念を掲げることは必要であると考えました。

優れた芸術の鑑賞や文化活動の発表など、文化に親しむ機会の充実を図ることは、市民一人ひとりの豊かな情操と想像力を育み、心豊かな生活を実現するためにとっても大切です。そして、市民の文化活動を充実させ、他にない個性のある文化を創造することは、まちの魅力向上につながり、来てみたい、住んでみたいと人々が思えるまちを形成するために必要な要素であると考えます。また、社会的課題等に対する文化の活用がうたわれるようになり、文化の力は地域や住民に対し様々な効果や便益をもたらすケースが増えています。

折りしも、羽衣伝説を今に伝える三保松原が、芸術の源泉と信仰の対象として世界文化遺産・富士山の構成資産として認められ、それを契機に本市が持つ多彩な文化資源が再認識されてきています。また、第3次総合計画の基本構想においても、これまでの長い歴史に育まれた貴重な文化資源の活用を図り、新たな経済的価値を創造することで、文化力を地域活力に転換し、「都市の発展」を目指すとされています。加えて、条例の制定は、市議会における議決という市の最も上位の意思決定手続きを経ることにより、今後の文化振興における市の意志を明確にし、市の政策を広く市内外にアピールすることが期待できます。

これらのことから、上記ビジョンの課題を解決するとともに、総合的かつ持続的な文化芸術の振興を図り、個性豊かなしずおか文化の創造と、文化を活かした交流による地域活性化の実現を目的に、（仮称）静岡市文化振興による個性豊かな文化の創造と文化を活かした活力あふれるまちづくり条例を制定し、長期的な視野のもと市民と一体となって文化の力による都市の発展を目指すこととしました。

## 2 （仮称）静岡市文化振興による個性豊かな文化の創造と文化を活かした活力あふれるまちづくり条例骨子案

### （1）前文

文化は、人に楽しさや感動を与え、安らぎや生きる喜びをもたらすだけでなく、豊かな人間性や感性

を育むために必要なものです。

また、文化が持つ創造性は、地域の文化資源と相まって、観光、産業、教育等の様々な分野において、活力にあふれる豊かなまちを生み出すちからとなります。

静岡市は、南アルプスから駿河湾に至る広大な市域と豊かな自然環境に恵まれ、歴史的にも東西交通の要衝として栄えてきました。

弥生時代には農耕集落が栄え、国の特別史跡に指定されている登呂遺跡が稲作農耕文化の姿を今日に伝えています。戦国時代には今川義元公が駿河国を治め今川文化を开花させ、戦乱の世がおさまった後は徳川家康公が駿府城にて大御所政治を行い、ヨーロッパ諸国の外交団が幾度となく来静するなど、日本の政治経済の中心的役割を果たしていました。国宝である久能山東照宮に徳川家康公が祀られた江戸時代においては、日本全国の名工が集結し静岡浅間神社が造営されるなど、時代の先端を担う人々が集まるまちとして独自の文化を生み出してきました。

また、羽衣伝説を今に伝える三保松原は、芸術の源泉と信仰の対象として世界文化遺産・富士山の構成資産として認められ、本市が持つ多彩な文化資源が再認識される契機となりました。

一方で、街かどで表現される演劇、音楽、大道芸などの現代的な文化が本市特有の文化として定着するとともに、文化施設を核とした様々な文化的取組が生まれています。

このような、本市が誇るべき豊かな自然や歴史のもとに創り、育み、守ってきた多彩で貴重な文化資源を市民共通の財産として最大限に活用し、現代の文化とともに広く発信すれば、国内外から多くの人々が訪れまちに賑わいが生まれます。それは、市民一人ひとりがまちに誇りと愛着を持ち、高い意識のもと、さらに先の次元を目指して文化を創造することのできる、元気と魅力にあふれたまちの実現にもつながると考えます。

そこで私たちは、市民、文化団体、事業者、市等が互いに連携しながら、本市の多彩な文化の調和、創造、発展を進め、文化の力によりまちに賑わいを生み出し活力ある文化都市静岡を創造・発信することにより、国内外から多くの人を集め、住む人、訪れる人を魅了する求心力の高いまちの実現を目指すことを決意し、この条例を制定します。

この条例の制定の趣旨を述べています。

## (2) 条例の目的

この条例は、芸術文化及び歴史文化に代表される市の文化の振興に関し、基本理念を定め、市民、文化団体、事業者、教育機関等及び市の責務を明らかにするとともに、文化の振興のための施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ持続的な文化の振興を図り、個性豊かな文化の創造と、文化を活かした交流による活力あふれるまちづくりを目的としています。

この条例の目的を定めます。

この条例では、本市の文化の振興を図るために、基本理念、関係者の責務及び市の文化の振興の施策の基本となる事項を定めます。

## (3) 条例における用語の定義

この条例における用語の定義を、次のとおり規定します。

- (1) 芸術文化 芸術（音楽、美術、演劇、文学、舞踊、写真、映画、その他の芸術をいう。）に関する文化をいいます。
- (2) 歴史文化 伝統芸能（能楽、歌舞伎その他のわが国古来の伝統的な芸能をいう。）、茶道、華道、書道その他のこれらに類するもの及び歴史上の意義を有する事象に関する文化をいいます。

- (3) 文化活動 文化を創造し（芸術作品の創造並びに発表を含む。）、若しくは享受し、又はこれらの活動を支援する活動をいいます。
- (4) 市民 市内に居住し、通学し、若しくは通勤し、又は市内において文化活動を行うものをいいます。
- (5) 文化団体 文化活動を行う法人その他の団体をいいます。
- (6) 事業者 市内において事業活動を行う全てのものをいいます。

この条例で使われる用語の定義を定めます。

#### (4) 基本理念

文化の振興は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならないこととします。

- (1) 市民の自主性及び創造性が尊重されること。
- (2) 本市の文化を国内外へ発信することにより、文化を活かした交流促進が図られること。
- (3) 市民が常に意識の高揚に努め、等しく文化活動を行うことができる環境の下に行われること。
- (4) 豊かな自然環境や歴史及び風土に培われてきた本市の文化が、市民の共通の財産として認識されるよう配慮されること。
- (5) 次代を担う子どもに対する支援や人材の育成が図られること。
- (6) 市民が誇りと愛着を持ち、守り育ててきた特色ある文化を尊重し、その活用を通じて活力あるまちづくりが図られること。
- (7) 各主体がそれぞれの責務に則り、相互の連携のもと協働して文化活動が行われること。

文化の振興に関する基本的な考え方を示します。

『静岡市文化振興ビジョン』で推進してきた市民の自主性・創造性の尊重や文化活動ができる環境整備並びに子どもに対する支援・人材育成等は継続しつつ、文化に対する市民意識の高揚や文化を活かした交流促進・地域の活性化等をより積極的に推進するべく基本理念としています。

#### (5) 責務

##### (1) 市民の責務

文化の担い手として、その活力及び創意を活かすとともに、常に意識の高揚に努め、自主的かつ主体的に文化活動に取り組むよう努めることとします。

##### (2) 文化団体の責務

市民がより充実した文化活動を行うための基盤としての役割を果たすとともに、文化活動を担う人材の育成を行うよう努めることとします。

##### (3) 事業者の責務

文化活動への積極的な支援を行うとともに、事業活動を通じて文化活動を振興するよう努めることとします。

##### (4) 教育機関等の責務

専門知識等を活用した文化活動への支援及び専門知識を有する人材の育成を図るよう努めるとともに、文化活動への親しみを、次代を担う子どもに抱かせるための支援を行うよう努めるものとします。

##### (5) 市の責務

①市は、文化の振興に関する基本的施策を総合的かつ計画的に推進するものとします。

②市は、文化の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を行うよう努めるものとし

ます。

③市は、文化の振興と向上に寄与する優れた業績を挙げ、将来その一層の発展が望まれる市民、文化団体等の顕彰を行うものとします。

関係者の責務について定めます。

この条例は、『静岡市文化振興ビジョン』の総合評価で示されたとおり、市民の文化活動や意識をさらに高めへと引っ張っていく役割も担っているため、市民の責務に明文化しました。

また、同様に『静岡市文化振興ビジョン』の総合評価において企業等との連携促進が示されたため、支援を通じ本市の文化をともに振興していく事業者の責務や、子どもたちが文化に親しみを抱く年齢から専門知識等を活かした大学までの幅広い教育機関等の責務、そして施策の総合的かつ計画的な推進を図り、財政上の措置並びに市民等の顕彰を行う市の責務を明文化しています。

## (6) 振興計画

(1)市は、文化の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として、文化の振興に関する計画（以下「文化振興計画」という。）を策定するものとします。

(2)文化振興計画には、次のことを定めるものとします。

- ① 文化の振興に関する目標、方針及び方策に関すること
- ② ①に掲げるもののほか、文化の振興に関する施策の推進に関すること

市がこの条例の目的を達成するために策定する、文化振興計画に盛り込むべき内容などについて定めます。

『静岡市文化振興ビジョン』は達成目標となる指標が設定されておらず、長期的な評価や達成度が測れないことが課題であったため、振興計画において達成目標や評価方法等について明確に定めることによって、総合的かつ持続的な文化の振興を図ります。

## (7) 基本的施策

(1)年間を通じ、市内全域で市民が多様な文化に親しむことができるよう、鑑賞及び体験の機会並びに活動の成果を発表する機会の拡大を行います。

(2)文化に対する子どもの感性を磨き、表現力を高めるため、学校、地域その他様々な場所での文化に関する教育の充実、子どもを対象とする公演及び展示の実施、子どもによる文化活動に対する支援を行います。

(3)将来にわたり市民の文化活動を促進し、その担い手を育成するため、文化に関する専門的知識及び技能を有する者の発掘、育成、支援を行います。

(4)文化の力による都市の発展と心豊かな市民生活を実現するため、文化振興と、観光、産業、教育等その他の分野における施策との連携を促進します。

(5)長い歴史に彩られた世界に誇る歴史文化資源を活かし観光等の交流促進を図るため、文化財及び伝統文化の保護、活用を進めるとともに、市民の理解を深めて愛着及び誇りの醸成を図ること並びにその魅力を広く国内外へ発信します。

(6)本市において生まれ、形成されてきた街かどで表現される演劇、音楽、大道芸などの特徴的な芸術文化を継承及び発展させ、観光事業と融合して国内外から人を呼び込み交流の活性化を図ります。

(7)文化事業を通して観光客をはじめとする来訪者の増加及び交流人口の拡大を図るため、芸術文化の振興として、国内外から多くの人々が訪れる大型文化事業の開催や招致を図ります。

- (8) 伝統文化及びこれを支える技術を保存、継承するとともに、市民をはじめ広く市内外の人々に伝統文化を体験することができる機会を提供します。
- (9) 文化を通じた国内外との交流を促進するとともに、市民及び文化団体による活動を支援するため、文化に関する情報発信力の強化を行います。
- (10) 世界的・国際的なイベントを通じ、本市の文化や魅力を世界へ発信するとともに、振興を図るため、国・県の方針と連携を図りながら、音楽、演劇、舞踏、美術等の本市の多角的な芸術文化や魅力を紹介・体験してもらうための文化プログラム等の取組を積極的に実施することとします。

この条例の目的を達成するための施策について定めます。

『静岡市文化振興ビジョン』で推進してきた鑑賞等の機会充実、子どもに対する支援、人材の育成、伝統文化の保存継承などに加えて、三保松原等の歴史文化資源を活かした観光等の交流促進や、大道芸に代表される特徴的な芸術文化と観光との融合による交流活性化、国内外から多くの人々が訪れる大型文化事業の開催・招致など、文化を活かした交流による地域活性化を目指します。

また、文化プログラム等の取組を実施することで、東京オリンピックなどに代表される世界的・国際的なイベントを通じ本市の文化や魅力を世界へ発信します。

## (8) 審議会の設置

- (1) 文化の振興に関する市の施策の総合的な推進を図るため、(仮称) 静岡市文化振興審議会(以下「審議会」という。)を置きます。
- (2) 審議会は、振興計画の策定及び変更に関することのほか、計画の目標の達成度や効果についての検証及び評価に関すること、その他文化の振興に関する基本的な事項について調査審議します。
- (3) 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱します。
- ① 文化団体を代表する者
  - ② 学識経験者
  - ③ 事業者を代表する者
  - ④ 市民
- (4) (1) から (3) までに掲げる事項のほか、委員の人数、任期その他審議会の会議の運営に関し必要な事項を定めます。

(仮称) 静岡市文化振興審議会の設置と、その所掌事務等について定めます。

『静岡市文化振興ビジョン』は成果についての振り返りがなく課題解決をしながらの事業展開が図られていないことが課題であったため、市民等を含め構成する審議会を設置し、評価・検証を行いながら事業の改善・反映をさせていくこととします。

## (9) 委任

この条例の施行に関して必要な事項は、市長が定めます。

## (10) 施行日

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行します。

この条例の施行期日について定めます。